

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名）
京都府京田辺市大住池嶋4 8	内外化成 株式会社 代表取締役 鈴木 重行

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	プラスチック製容器製造業					
該当する事業者要件	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月					
基本方針	エネルギー消費効率（電力効率）の改善により、5%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。今計画期間内外を問わず常に省エネに努めエネルギー消費総量の削減を図り地球温暖化対策への取組みを果たす。（〈18〉設備機器の更新、増設において、計画見積初期段階から工事価格と同等に省エネ効果を優先した）					
推進体制	工場長を委員長とする地球温暖化対策委員会を設置し、担当者による月例進捗会議を実施する。（〈18〉月例温対委員会を計4回、温対レクチャーを向上勤務者全員に計2回実施した。この時空調設備運転時温度設定において、非生産部門エリアでの省エネ温度を設定、指示した。また付帯設備群の始業時及び終業時における20/20運動の実施を指導した。）					
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
	18~19	空圧設備	5年計画で主要な動力設備を省エネ型に転換し平成19年度には5%以上の電力使用量を削減する。（〈18〉14%削減）			
	18~19	冷却設備	5年計画で過大能力な設備を整理縮小し平成19年度には5%以上の電力使用量を削減する。			
	18~19	建築設備	3年計画で生産エリアの30%を断熱パネル等にて防熱し、空調負荷として5%以上の電力使用量を削減する。（〈18〉11%削減）			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）
	A 事業所等排出区分	2,821 t	2,680 t	-5.0 %	2,493.7 t	-11.6 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
	C その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 2,821 t	*2 2,680 t	-5.0 %	*4 2,493.7 t	-11.6 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）		報告年度（実績）		
		取組量等		取組量等		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t			
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t			
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kWh	(削減量) t			
		(熱供給量) GJ	(削減量) t			
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t			
削減量等合計	*3 t		*5 t			
差引排出量 (排出合計-削減量等合計)	基準年度（実績） *1 2,821 t	目標年度（計画） (*)2-(*)3 2,680 t	削減率（計画） -5.0 %	報告年度（実績） (*)4-(*)5 2,493.7 t	削減率（実績） -11.6 %	
特記事項	1. 当工場では『医療用プラスチック製容器』を製造しており、全エネルギーを関西電力株式会社からの買電による電力のみに限定されています。2. 近年では製造品目の多品種少量化が進み、平成18年度もその傾向は更に進みました。多品種少量生産はあらゆる面で効率が劣り、結果として相対的にはエネルギー消費効率も悪化しています。3. 平成18年度（報告年度）は平成17年度（基準年度）より全製造量自体が約17%も落込んだことが影響して一時的に排出量が削減されたものと判断しています。4. 製造量が例年並みに回復した際にはCO ₂ 排出量も増大するものと推測され、今年度の削減率では十分な効果を得られていないと認識しています。					
連絡先	担当部署					
	担当者氏名					
	住所					
	電話番号					
	ファクシミリ番号					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。

(例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー単原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。